

運営主体



社会福祉法人 晃 和 会

法人本部

秋田市太平八田字藤の崎231-3

事業所

大平荘サービスセンター (秋田市太平八田)
川口サービスセンター (秋田市榎山登町)
ひだまりサービスセンター (秋田市東通仲町)
本道の街サービスセンター (秋田市柳田)

ひだまりサービスセンター

ひだまりサービスセンターでは、デイサービス(高齢、障がい)、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び地域生活定着支援センターの各事業を行なっています。

定着支援センターの運営方針

- 1 常に丁寧で誠意ある態度で接し、対象者の意思や主体性を最大限尊重します。
- 2 対象者の心身の状況、生活歴、福祉利用歴、支援ニーズ、活用できる社会資源等を踏まえて、支援します。
- 3 継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等を利用できるよう配慮します。
- 4 対象者及び関係者のプライバシーの保持に配慮するとともに、業務上知りえた個人情報の取り扱いには万全の注意を払います。
- 5 常に公正かつ中立的な姿勢を保ちます。

アクセス



お問い合わせ・連絡先

〒010-8506 秋田県秋田市東通仲町4-1
秋田拠点センターアルヴェ5階
ひだまりサービスセンター内

TEL.018-884-1414
FAX.018-884-3456

E-mail akita-teichaku@biscuit.ocn.ne.jp
URL <http://www.kouwakai-akita.org/>

業務時間

月曜日～金曜日 8:30～17:30

(土日祝日及び年末年始は休業となります)

地域社会で
安心して暮していくために



また、矯正施設の退所者だけではなく、起訴前や、起訴猶予あるいは不起訴となった方、または執行猶予となった方(被疑者・被告人等)への支援も行っております。

ア) 刑事司法関係機関、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉の支援を提供する事業者等と恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にする。

イ) 当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

※以上の事業促進、普及啓発に資するため、行政関係者や法務・福祉関係者、自治会等が実施する研修会等への講師派遣依頼について、積極的に協力しています。お気軽にお問合せください。

犯罪をした者、非行少年等への福祉サービス等についての相談に応じ、支援を行なう。

- ・高齢(概ね65歳以上)または障がいがある
- ・矯正施設を退所後、または身体拘束を解かれた後に自立生活を営む上で、福祉サービスを受ける必要がある
- ・地域生活定着支援センターの支援を、本人が希望している
- ・個人情報の適切な取り扱いに同意している

被疑者 **被告人** ... **コーディネート** **フォローアップ**

逮捕 **送検** **勾留** **起訴** **判決**

48時間以内 24時間以内 最大10日(延長+10日)
逮捕→送検 勾留請求 取調べ→起訴/不起訴

警察 → **検察庁 弁護士** → **裁判所** → **矯正施設 (刑務所等)** → **保護観察所** → **地域生活定着支援センター**

釈放 (from Court) → **不起訴 起訴猶予**

執行猶予 罰金/科料 (from Probation Office) → **地域生活定着支援センター**

地域生活定着支援センター の支援:

- 福祉**: 介護支援事業所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、就労支援事業所、社会福祉協議会など
- 行政**: 県、市町村福祉事務所
- 就労**: ハローワーク、就労支援事業所など
- 医療**: 医療機関、訪問看護など
- 住まい**: 更生保護施設、自立準備ホーム、救護施設、障害者施設、高齢者施設、介護保険施設、居住支援事業所、在宅、不動産業者など
- その他**: 検察庁、保護観察所、裁判所、弁護士、司法書士、保護司、民生委員、法務少年支援センター、年金事務所など

社会復帰 (Smiley Face)

秋田県地域生活定着支援センター

出所 (from Prison) → **地域生活定着支援センター**

面接で本人のニーズを把握、本人の意思を踏まえ支援計画を作成する

出所後に地域で暮らしていくため必要な関係機関と調整し、連携をとる

他県矯正施設に入所中で、秋田県内への帰住を希望する支援対象者や、秋田県から他県への帰住地希望の支援対象者については、他県地域生活定着支援センターと協力して、広域調整を行う

関係機関との連携を保ちながら本人の状況等を把握し、必要に応じて対応